**同　意　書**（令和７年４月以降）

**表面**

**（地域計画・目標地図上の予定耕作者と申請書上の耕作者が異なる場合）**

野洲市農業委員会会長　様

農地法第３条の規定に基づく所有権移転又は賃借権の設定等について、下記の事項に同意します。

記

１　対象農地は別添農地法第３条申請書のとおりであること。

２　今後、別添農地法第３条申請書のとおりに地域計画・目標地図の策定または変更が行われること。

３　集落における農用地の集積、集約化の取組に協力すること。

※　今回の申請に対する農業委員会総会での審議の結果によっては、所有権移転又は賃借権の設定等が許可されない場合があります。

**（権利の設定をする者（所有者・譲渡人））　　　　（権利の設定を受ける者（耕作者・譲受人））**

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

電話番号

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

電話番号

※署名または記名押印

※署名または記名押印

**（農業組合長承諾欄）**

農地のある地域の農業組合長に確認いただく事項

* 上記の地域計画・目標地図の変更について、現在の目標地図上の予定耕作者（相続人を含む）の同意を得ていること。
* 今後の地域計画・目標地図の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
* 農地の集積・集約化や、ブロックローテーション、水利費の徴収に支障を及ぼすおそれがないこと。

令和　　年　　月　　日

右記の事項を確認しました。

　　　　　　　　　　　　農業組合

組合長

※署名または記名押印

**裏面**

本同意書について

農地法第３条の規定に基づく農地の所有権移転又は賃借権の設定等を行う際には、対象農地が地域農業の将来のあり方を示す地域計画の区域内にある場合、権利の設定を受ける者が目標地図に位置付けられていることが原則必要とされています。

ただし、地域計画・目標地図上の予定耕作者と申請書上の耕作者（譲受人）が異なる場合であっても、本同意書を農地法第３条申請書に添付いただくことで、「将来的に当該申請書の内容に沿って地域計画・目標地図が変更される見込みである」と判断される場合には、当該農地の所有権移転又は賃借権の設定等を行うことが可能となります。【注】

**【注】今回の申請に対する農業委員会総会での審議の結果によっては、所有権移転又は賃借権の設定等が許可されない場合があります。**

補足：地域計画及び目標地図と権利設定の関係

目標地図で耕作者に位置付けられても、それだけでは権利は発生しません。

R7.3初稿

R7.4.11改訂